

令和2年度 第2回岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会 議事録（要旨）

●日時、出席者等

日時	令和3年2月19日（金） 午後3時00分～午後3時45分
会場	岩見沢市生涯学習センター「いわなび」 2階 研修室5・6
出席委員等	委員8名
傍聴者	なし
事務局	4名

●議事録（要旨）

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 議題

（1）まちづくり（市民活動）支援窓口の設置について

（事務局から説明）

まちづくり（市民活動）支援窓口の設置についてご説明いたします。

昨年度から推進委員会の中で、「市民活動団体に係る支援について」ご協議いただいております。その中でいただいた意見をもとに検討をすすめ、新年度からスタートする方向で進めております。この窓口は市民連携室に設置いたしますが、4月からと新庁舎移転後の1月からの2つのタイミングで段階的に取組をスタートしていきたいと考えております。

年度当初の4月からは、現在の本庁舎2階の市民連携室の窓口で相談を受けながら、個人・団体の登録を行い、登録情報やイベントスケジュールといった支援情報をウェブサイトで発信します。新庁舎移転後の1月からは、市民相談の窓口と統合し、相談窓口をワンストップ化することにより、相談しやすい環境をつくるとともに、新庁舎の1階と相談窓口横の2階に掲示板を設け情報発信を行います。

相談窓口のワンストップ化は、新庁舎移転により市民連携室の2つの係がワンフロアに変更になることに併せて実施するものです。現在、市民連携室は、町会の相談窓口である市民連携係が1階で、個人の相談窓口である市民相談・交通防犯係が2階で、それぞれ相談業務を行っております。令和3年度からは、そこに市民連携係にまちづくりの相談が加わります。そして、令和4年1月の新庁舎移転後から、市民連携室を2階にまとめワンフロア化して、市民連携係で行う町会に関する相談やまちづくりの相談、市民相談・交通防犯係で行っていた法律相談や家事相談、担当がわからない相談をこの窓口でまとめて受け付ける形にいたします。

（米内山委員長）

事務局から議題（1）のまちづくり（市民活動）支援窓口の設置について説明がありましたが、ただいまの説明に対してでも、改めてこの場でのご質問などでも、

何でもよろしいので何かありますでしょうか？

(委員からの意見)

今、市で把握しているまちづくり団体の数はどのくらいあるのでしょうか？

この窓口を立ち上げたときには、この団体にも連絡するのでしょうか。それとも、団体から来るのを待つのでしょうか。

(事務局)

過去に行った調査では約80団体を把握しています。

はっきりどうするとは決めていませんが、ひとまず、広報的な形で進めようと思っています。こちらからお知らせをして登録してもらっても結構なのですが、団体が情報発信をしてほしい時に登録していただくといった、使いたいときに登録いただく形で考えています。

(委員からの意見)

このまちづくり団体等の支援の当初の目的は、団体が困ったときにどこに相談したらいいかであったと思いますので、既存の団体にはこの取組を知っていただき、ご案内をしっかりとすることで、「困ったときはここが使えるな」と思ってもらいたい形で良いと思います。

一方で、市で把握していないまちづくり団体等の方々には、上手く伝えていけるように工夫していただければと思います。まちづくりを目的にした団体が困ったときのためのこれまでなかった相談先として、留まれる場所としてこの窓口があるのだと思います。

(事務局)

情報発信については工夫していきたいと思います。団体の把握については、相談があった場合にどちらかの団体をご紹介しなければいけない時が考えられるため、団体登録をする・しないに関わらず把握は行っていきたいと思います。

(委員からの意見)

今回、支援の対象に個人が含まれていますが、オフィシャルサイトや広報での情報発信といった支援を個人・団体問わず随時やっていただけるというイメージでよろしいのでしょうか。

(事務局)

そのイメージになります。広報が間に合うタイミングであれば、オフィシャルサイトも広報もということになります。ウェブサイトの方は随時更新できるので随時対応できると思います。

(委員からの意見)

まずは知ってもらうことが大切で、何もやろうと思っていない普通の市民にも伝わるような形になっていると、活性化するのだと思います。

後から「〇〇があったんだよ」聞くことが多いので、そこさえ見れば参加できるものがわかるといった形になっていけば良いと思います。

(委員からの意見)

手軽にインターネットに接続してサイトを見たり、市のウェブサイトから広報を見たりする方々が身の回りに多くいますが、ウェブサイトにも常にアクセスしてない方もいるので、紙発信も大切だと思います。広報や町内会の回覧、広報にチラシのような紙を挟むといった、今月はこのようなことがありますよといったようなことはできないものではないでしょうか。

(委員からの意見)

定期的なお知らせはあった方がいいと思います。情報発信はウェブサイトと紙での両輪でやっていく必要があると思います。

(事務局)

発信する情報が増えてくれば1枚作成してもいいと思います。たぶん、最初のうちは載せることが少ないので、そのまま広報に載ると思いますが、見せ方は工夫した方が良くと思います。広報の締切に間に合わないものは回覧に入れたり、ウェブサイトで発信したりといった形で使い分けが必要になると思います。

(委員からの意見)

社会福祉協議会では、チラシがあればお知らせといった形で掲示することは可能ですので、使っていただければと思います。現庁舎の掲示板でも可能な範囲で掲示できればいいと思います。

(事務局)

新庁舎では2ヵ所での掲示を考えています。市役所以外の場所、社会福祉協議会やこの施設のような大きな集会施設で貼っていただけるといことが増えていくと、紙ベースでの発信としてはいいのかなと思います。どう掲示・更新していくかは検討していきたいと思っています。

(委員からの質問)

FMはまなすなどの音で伝える方法は可能でしょうか。そんなに頻繁には流せないと思いますが。せっかくあるものなので、活用できればと思います。

(事務局)

ひとまず、来年度は広告費のような予算は見込んでいませんが、市の施策をお知らせする番組はあるので、市民連携室が窓口となってお知らせする分には、できる可能性があります。お知らせする量が増えてくればきちんと予算を組んでということも検討していかなければならないと思います。

(委員からの質問)

数がそろってきたら予算を組んでという考え方もありますが、先手を打ち、広く知らしめてという考え方も検討いただければと思います。

(事務局)

ご意見としてお伺いし、検討させていただきます。

なお、支援のひとつとして考えている中にプレスリリースの代行があります。市役所の仕組みを使って報道機関にお知らせするものです。逆に取材に来てもらうこ

とになるので、お金がかからず色々お知らせすることができるのかなと考えております。

(2) 条例の社会情勢等との適合状況について

(事務局から説明)

条例第28条において、条例の施行から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うとされておりますが、より実情に即した条例になるよう、各年度の推進委員会にて、毎年議題として提起させていただいております。この条例が基本的な事を定めている条例ですので、社会情勢からは特に逸脱しているとは思いませんが、みなさんいかがでしょうか。

－意見なし－

(米内山委員長)

社会情勢等との適合状況については、適合していると判断させていただきます。

4. その他

(米内山委員長)

次に次第4のその他についてですが、事務局から何かありますか？

－事務局より新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の準備状況等について説明－

(事務局)

本日の委員会は、委員の民様の任期最後の委員会になります。この委員会はまちづくり基本条例にあります自主自立のまちづくりに実効性を持たせるための会議でありますので、多様な意見というのが貴重でございます。そのような意味では、この間、みなさまには市政に対して活発なご議論をいただきましたことに御礼を申し上げます。任期については本年7月16日までとなっております。任期内の委員会開催は今回で最後となりますが、委員としての任期満了まで、まだ5か月ほどありますので、それまでの間、お気づきの点などありましたら遠慮なく事務局までご連絡いただきたいと思います。本当にみなさまどうもありがとうございました

5. 閉会